

生	00	01	5年
(令和12年3月末まで保存)			

人 安 第 4 1 号  
令 和 6 年 5 月 2 2 日

各 所 属 長 殿

生 活 安 全 部 長

ストーカー加害者に対する治療等の教示に関する留意事項について

専門家による精神医学的・心理学的手法に基づくカウンセリング又は治療はストーカー加害者の支配意識や執着心を取り除くために有効な手段であることから、今般、「ストーカー加害者等に対する新たな施策の実施について」（令和6年5月22日付け人安第39号。以下「施策通達」という。）に基づき、ストーカー加害者に対する治療等の教示を実施するものであるが、同施策の運用上の留意事項については、下記のとおりであるので所属職員に周知徹底し、被害者の安全確保に万全を期されたい。

記

## 1 対象

- (1) ストーカー規制法違反被疑事件につき、強制、任意捜査問わず、検挙した事件の被疑者全て
- (2) ストーカー規制法に基づく、警告、禁止命令等、緊急禁止命令等及びそれらの延長措置をとった加害者全て
- (3) ストーカー規制法違反被疑事件が成立するが、被害者の処罰意思がなく、立件送致に至らなかった事件の被疑者全て
- (4) ストーカー規制法違反被疑事件に該当する行為が認められるが、明確な裏付けがとれない、反復行為がない又はあるが立件できない、被害者の言動に瑕疵があり、立件送致に至らなかった事件の被疑者全て

## 2 実施担当者

加害者への治療等の教示を担当する者は、当該ストーカー事案を取り扱った者から適宜の者を選定して実施する。

## 3 実施要領

### (1) 治療等の教示

実施所属は、禁止命令等の発出やストーカー事件捜査における適宜の機会に際し、加害者に対して加害者説明用のリーフレットを交付し、医療機関等における治療等が有用な場合がある旨を教示すること。

### (2) 実施報告

治療等の教示を実施した結果については、別添の「治療等の教示実施報告書」を作成し、施策通達に基づき実施所属の所属長及び人身安全対策課へ報告すること。

- (3) ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチに係る施策の実施  
治療等の教示を実施した結果、加害者が承諾した場合は、「ストーカー事案の加害者に関する地域精神科医療等の連携に係る経費の運用要領について」（令和4年4月18日付け人安第24号）に基づき、ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチにアドバイスを得るための施策を実施すること。
- (4) 治療等の教示実施報告書の管理  
所属において作成した「治療等の教示実施報告書」は、決裁後、当該禁止命令等の書類と共に編綴すること。

担当：人身安全対策課  
人身安全対策第一係

別記様式

年 月 日

〇 〇 警察署長殿

〇 〇 警察署  
〇 〇 〇 〇

治療等の教示実施報告書

実施年月日	年 月 日
対象者氏名	
実施結果	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
拒否の理由	<input type="checkbox"/> 本人に治療の意思なし <input type="checkbox"/> 家族が拒否 <input type="checkbox"/> 他医療機関に受診 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他 ( )

別記様式

年 月 日

〇 〇 警察署長殿

〇 〇 警察署  
〇 〇 〇 〇

治療等の教示実施報告書

実施年月日	年 月 日
対象者氏名	
実施結果	<input type="checkbox"/> 承諾 <input type="checkbox"/> 拒否
拒否の理由	<input type="checkbox"/> 本人に治療の意思なし <input type="checkbox"/> 家族が拒否 <input type="checkbox"/> 他医療機関に受診 <input type="checkbox"/> 経済的理由 <input type="checkbox"/> その他 ( )